

板橋区総合防災アドバイザー設置要綱

平成29年3月22日区長決定

(設置)

第1条 この要綱は、板橋区における災害対応力向上に資するための総合防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げる事項について、危機管理部長が指定する時間及び場所において必要な助言や調査等を行うものとする。

- (1) 区長に対する総合防災に係る政策の献策
- (2) 区の防災に関する施策に対する助言・指導及び提案
- (3) 災害発生時における情報提供及び対策の支援
- (4) その他、区長が必要と認める事項

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、災害対策について実務経験と専門の学識を有する者のうちから区長が委嘱する。

2 委嘱するアドバイザーは若干名とする。

(委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼及び支払方法)

第5条 アドバイザーに対する謝礼は、予算の範囲内で支払うものとし、支払方法とともに別に定める。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(解職)

第7条 区長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解職を申し出たとき。

- (2) 心身の故障等の理由により、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) アドバイザーとしてふさわしくない行動があったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に危機管理部長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和2年9月1日)

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。